

中分類 14—家具・装備品製造業

総 説

この中分類には、家庭用及び事務用家具（和式及び洋式を含む）、宗教用具、戸、障子、ふすま、日よけ、竹すだれなどを製造する事業所が分類される。

ただし、漆塗り家具を製造する事業所は中分類 32—その他の製造業〔3261〕に分類される。

主として個人の注文により家具、建具を製造する事業所は大分類 J—卸売・小売業〔591〕に、また、家具類の改造、修理などを行う事業所は大分類 Q—サービス業（他に分類されないもの）〔8791〕に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

141

家 具 製 造 業

主として家庭及び事務所で普通に使われる家具を製造する事業所をいう。

学校、集会所、図書館などに用いる家具、つい立、戸棚、ロッカー、輸送設備、研究室、病院、その他専門用のために特に考案された研究室用テーブルなどを製造する事業所も本分類に含まれる。

主として宗教用具を製造する事業所は小分類 142〔1421〕に、漆塗り家具を製造する事業所は中分類 32〔3261〕に、石製の家具を製造する事業所は小分類 149〔1499〕に分類される。

1411 木製家具製造業（漆塗りを除く）

主として木製家具を製造する事業所をいう。

主な製品は、たんす、鏡台、和机、食卓、座卓、水屋、木製火鉢及び客間、居間に用いる洋家具、音響機器用木製キャビネット、ミシンテーブル（脚を除く）、食器戸棚、書架、育児用洋家具などである。

○和家具製造業；さし物製造業；たんす製造業；鏡台製造業；和机製造業；座卓製造業；座机製造業；水屋製造業；はえ帳製造業；さし物火鉢製造業；長持製造業；竹製家具製造業；とう製家具製造業；きりゅう製家具製造業；はり板製造業；へら台製造業；アイロン台製造業；洋家具製造業（木製のもの）；テーブル製造業（木製のもの）；いす製造業（木製のもの、折たたみ式を含む）；応接セット製造業（木製のもの）；船舶用木製家具製造業；学校用木製家具製造業；ベッド製造業（木製のもの）；ラジオ・テレビ・ステレオ用キャビネット製造業（木製のもの）；ミシンテーブル製造業（脚を除く）；戸棚製造業（木製のもの）；書棚製造業（木製のもの）；病院用木製家具製

造業；薬品棚製造業（木製のもの）；家具塗装業（金属製、漆製を除く）
×金属製家具製造業 [1412]；敷物（繊維製）製造業 [119]；宗教用具製造業 [1421]；
漆塗り製家具製造業 [3261]；石製家具製造業 [1499]；プラスチック製家具製造業
[1499]；組スプリング製造業 [1413]

1412 金属製家具製造業

主として金属製家具を製造する事業所をいう。

主な製品は、机、テーブル、いす、ファイリングキャビネット、カードキャビネット、保管庫、書庫、戸棚などである。

○金属製家具製造業；キャビネット製造業（金属製のもの）；ロッカー製造業（金属製のもの）；いす製造業（金属製のもの）；ベッド製造業（金属製のもの）；テーブル製造業（金属製のもの）；保管庫・戸棚類製造業（金属製のもの、ノックダウン方式を含む）

×金庫・金庫室製造業 [2591]；プラスチック製家具製造業 [1499]；組スプリング製造業 [1413]

1413 マットレス・組スプリング製造業

主として材料のいかんを問わず、ベッド用マットレス（ホームラバー、ポリウレタンホーム製のもの及び箱スプリング製のものを含む）及びベッド、いすなどに用いるクッション用組スプリング、スプリングクッションを製造する事業所をいう。

個々のスプリングを製造する事業所は中分類 25 [2592] に分類される。

○マットレス製造業（ベッド用）；組スプリング製造業（クッション用のもの）；スプリングクッション製造業

×ワイヤスプリング製造業 [2592]；マットレス製造業（和室用） [1291]

142 宗教用具製造業

1421 宗教用具製造業

主として貴金属製、陶磁器製及び漆器製以外のもので宗教用具を製造する事業所をいう。

主な製品は、仏壇、神棚及びその附属品などである。

○仏具製造業（位はい、仏具台、香盤、蓋具せん、木魚、高つき）；神仏具製造業；お宮製造業；みこし製造業；仏壇製造業；三方製造業（ひな祭用を除く）；じゅず製造業

×貴金属製仏具製造業 [3219]；陶磁器製神仏具製造業 [2249]；ひな祭用三方製造業 [3232]；漆器製仏具製造業 [3261]；葬具製造業 [3299]

143 建具製造業

1431 建具製造業

主として障子、雨戸格子、ふすま（骨及び縁を含む）を製造する事業所をいう。

○建具製造業（主として戸、障子を製造するもの）；戸・障子製造業；欄間製造業（銘板を除く）；ふすま製造業；ふすま骨製造業；ふすま縁製造業

×サッシ製造業（木製のもの）[1321]；サッシ製造業（金属製のもの）[2542]；建具屋[5912]；木製建具工事業[0793]；金属製建具工事業[0792]；表具業[8731]；漆塗り建具製造業[3261]

149 その他の家具・装備品製造業

1491 事務所用・店舗用装備品製造業

主として材料のいかんを問わず、事務所用又は店舗用の装備品及びこれに附随する製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、陳列棚、陳列ケース、事務所用つい立及び間仕切り、飲食店の装備品、肉屋の設備などである。

ただし、金庫及び金庫内箱を製造する事業所は中分類 25 [2591] に分類される。

○陳列ケース製造業（網棚、台を含む）；事務所用備品製造業（事務所用つい立など）；つい立製造業（事務所用仕組品）；間仕切り製造業

×電気冷蔵庫製造業[2721]；金庫製造業[2591]；金属製保管庫・戸棚類製造業（ロッカーを含む）[1412]

1492 窓用・扉用日よけ製造業

主として窓及び扉用日よけ、よろい戸、カーテンロッド及びその他日よけ用部品、附属品を製造する事業所をいう。

ベネシャンブラインドを製造する事業所も本分類に含まれるが、金属製のものは中分類 25 [2542] に分類される。

○日よけ製造業（部品・附属品製造を含む）；ブラインド製造業（部品・附属品製造を含む）；よろい戸製造業（金属製を除く）；カーテン部品製造業（カーテンロッド、カーテンの部品・附属品）

×日よけ製造業（金属製のもの）[2542]；金属製よろい戸製造業[2542]；よしづ製造業[1399]；日よけ製造業（帆布製のもの）[1293]

1493 日本びょうぶ・衣こう・すだれ製造業

主としてびょうぶ、衣こう、すだれ、つい立、掛軸などを製造する事

業所をいう。

ただし、主として事務所用仕組つい立を製造する事業所は細分類 1491に分類され、また、個人の注文によってつくるいわゆる表具屋は大分類Q－サービス業（他に分類されないもの）[8731]に分類される。

○びょうぶ製造業；衣こう・つい立製造業（和式のもの）；すだれ製造業；掛軸製造業（業務用、広告用などの掛軸を製造するもの）

×事務所用仕組つい立製造業 [1491]；表具業 [8731]

1494 鏡縁・額縁製造業

主として鏡縁、額縁、画入れ額縁を製造する事業所をいう。

○鏡縁製造業；額縁製造業；画入れ額縁製造業；さお縁製造業；写真入れ額縁製造業

×漆塗り製鏡縁・額縁製造業 [3261]

1499 他に分類されない家具・装備品製造業

主として他に分類されない家具及び装備品を製造する事業所をいう。

○石製家具製造業；黒板製造業；プラスチック製家具・装備品製造業；強化プラスチック製家具製造業

×竹製家具製造業 [1411]；とう製家具製造業 [1411]；金属製家具製造業 [1412]

中分類 15—パルプ・紙・紙加工品製造業

総 説

この中分類には、木材、その他の植物原料又は古纖維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所、又はこれらの紙から紙加工品を製造する事業所が分類される。

抄織紙糸を製造する事業所は本分類に含まれるが、抄織紙織物を製造する事業所は中分類 11—纖維工業（衣服、その他の纖維製品を除く）[1149] に分類される。セロファン及び纖維板を製造する事業所は本分類に含まれるが、研磨紙を製造する事業所は中分類 22—窯業・土石製品製造業〔2273〕に、写真感光紙を製造する事業所は中分類 17—化学工業〔1795〕に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

151 パルプ製造業

1511 パルプ製造業

主として木材又はその他の植物原料からパルプを製造する事業所をいう。

○溶解サルファイトパルプ製造業；溶解クラフトパルプ製造業；サルファイトパルプ製造業；ケミグランドパルプ製造業；クラフトパルプ製造業；セミケミカルパルプ製造業；碎木パルプ製造業；木材以外のパルプ製造業（ソーダパルプ、わらパルプなど）

152 紙 製 造 業

1521 洋紙製造業

主として木材パルプ、古紙及びその他の纖維から洋紙を製造する事業所をいう。

○新聞用紙製造業；印刷用紙製造業；筆記・図画用紙製造業；包装用紙製造業；薄葉洋紙製造業；雑種洋紙製造業；衛生用洋紙製造業；印画紙用原紙製造業；湿式不織布製造業

1522 板紙製造業

主として木材パルプ、古紙及びその他の纖維から板紙を製造する事業所をいう。

○黄板紙製造業；白板紙製造業；色板紙製造業；段ボール原紙製造業；チップボール製造業；建材原紙製造業

1523 機械すき和紙製造業

主として木材パルプ、古紙及びその他の繊維から機械すき和紙を製造する事業所をいう。

○障子紙製造業(機械すき)；せんか紙製造業；薄葉和紙製造業；雑種紙製造業；衛生用紙製造業(ちり紙を含む)；紙ひも原紙製造業；書道用紙製造業；家庭用薄葉紙製造業

1524 手すき和紙製造業

主としてこうぞ、みつまた、がんび及び木材パルプその他の繊維から手すき和紙を製造する事業所をいう。

○障子紙製造業(手すき)；こうぞ紙製造業；改良紙製造業；温床紙製造業；傘紙製造業；工芸紙製造業；がんび紙製造業

153 加工紙製造業

1531 塗工紙製造業

主として購入し又は委託された紙に、ろう、油、プラスチックなどを塗装、浸透又は積層加工を行う事業所をいう。

○ろう加工紙製造業；油脂加工紙製造業；プラスチック加工紙製造業；包装加工紙製造業；ターポリン紙製造業；防せい(錫)紙製造業；カーボン紙製造業；アスファルトルーフィング(ベースが紙のもの)製造業；絶縁紙・絶縁紙テープ製造業；ろう紙製造業；油紙製造業；人造竹皮製造業；ソリッドファイバー製造業；バルカナイズドファイバー製造業；ラミネート紙製造業(ベースが紙のもの)；プラスチック塗装紙製造業；紙製ブックバインディングクロス製造業；織物製ブックバインディングクロス製造業；プラスチック加工ブックバインディングクロス製造業

×塗工印刷用紙製造業[1521]；写真感光紙製造業[1795]；化粧ぱり板製造業(プラスチック製のもの)[1911]

1532 段ボール製造業

主として段ボールを製造する事業所をいう。

○段ボール製造業

×段ボール箱製造業[1553]

1533 壁紙・ふすま紙製造業

主として購入した紙から壁紙及びふすま紙を製造する事業所をいう。

○壁紙製造業；ふすま紙製造業

154 紙製品製造業

1541 事務用紙製品製造業

主として事務用紙製品を製造する事業所をいう。

- 帳簿類製造業；事務用書式類製造業；封筒・事務用紙袋製造業；事務用せん（箋）製造業；手帳製造業；表紙類製造業（ブックバインディングクロスを除く）；計算機用紙製品製造業；事務用角底紙袋製造業
×角底紙袋製造業 [1552]

1542 学用紙製品製造業

主として学用紙製品を製造する事業所をいう。

- ノート・学習帳製造業；図画用紙製造業；手工・工作用紙製造業；原稿用紙・方眼紙製造業；紙ばさみ（挟）製造業
×面板製造業 [3244]

1543 日用紙製品製造業

主として日用紙製品を製造する事業所をいう。

- 便せん（箋）製造業；祝儀用紙製品製造業；写真用紙製品製造業（アルバム，コナー，台紙など）；日記帳・卓上日記製造業

1549 その他の紙製品製造業

主として購入した紙から他に分類されない紙製品を製造する事業所をいう。

- 正札製造業；名刺台紙製造業；私製はがき製造業；包装紙製造業；カード製造業；荷札製造業
×シール印刷業 [1611]

155 紙製容器製造業

1551 重包装紙袋製造業

主としてセメント袋，米麦用袋など重袋用クラフト紙を主資材とする多層の重包装紙袋製品を製造する事業所をいう。

- セメント袋製造業；小麦粉袋製造業；石灰袋製造業；肥料袋製造業；砂糖袋製造業；米麦用袋製造業；石炭袋製造業；重包装紙袋製造業

1552 角底紙袋製造業

主としてショッピングバッグ，手提紙袋などの角底紙袋製品を製造する事業所をいう。

ただし、主として事務用角底紙袋を製造する事業所は小分類 154 [1541] に、重袋用クラフト紙を主資材とした多層の角底紙袋製品を製造する事業所は細分類 1551 に分類される。

○角底紙袋製造業；ショッピングバッグ製造業；手提紙袋製造業

×事務用角底紙袋製造業 [1541]；重包装紙袋製造業 [1551]

1553 段ボール箱製造業

主として段ボール箱を製造する事業所をいう。

○段ボール箱製造業

1554 紙器製造業

主として紙器製品を製造する事業所をいう。

○印刷箱製造業；貼箱製造業；簡易箱製造業；紙製コップ・皿製造業

×段ボール箱製造業 [1553]

159 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

1591 セロファン製造業

主として木材パルプからセロファンを製造する事業所をいう。

○セロファン製造業

1592 繊維板製造業

主として木材その他のものから繊維板を製造する事業所をいう。

○硬質繊維板製造業；半硬質繊維板製造業；軟質繊維板製造業；吸音繊維板製造業

×パーティクルボード（削片板）製造業 [1325]

1593 紙製衛生材料製造業

主として衛生用紙綿を製造する事業所をいう。

○衛生用紙綿製造業；衛生用綿状パルプ製造業

×繊維製衛生材料製造業 [1196]

1599 他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業

主として購入したパルプ、紙、板紙から他に分類されない製品を製造する事業所をいう。

○紙タオル・紙ナフキン製造業；紙ひも製造業；紙テープ製造業；紙切断整理業；セロファン袋製造業；紙製ストロー製造業；抄紙紙糸製造業；紙管製造業；巻取紙断裁加工業；小形紙袋製造業（重包装・角底紙袋を除く）；ガムテープ（ベースが紙のも

の) 製造業；紙おむつ製造業；紙製生理用品製造業；ソリッドファイバー（箱，管，筒）製造業；バルカナイズドファイバー（箱，管，筒）製造業；ソリッドファイバードラム製造業；バルカナイズドファイバー製ボビン・糸巻製造業；絶縁用バルカナイズドファイバー製品製造業
×ソリッドファイバー製造業 [1531]；バルカナイズドファイバー製造業 [1531]；バルカナイズドファイバー製トランク製造業 [2161]；抄織紙糸織物業 [1149]；ジャカードカード（紋紙）製造業 [1199]；模様形製造業 [1199]；事務用紙袋製造業 [1541]；重包装紙袋製造業 [1551]；角底紙袋製造業 [1552]；ガムテープ（ベースが布のもの）製造業 [1195]

中分類 16—印刷・同関連業

総 説

この中分類には、印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

161 印 刷 業

1611 印 刷 業

主として材料のいかんを問わず、各種の印刷を行う事業所をいう。

主な製品は、出版印刷、商業印刷、証券印刷、事務用印刷、包装資材特殊印刷（紙以外のもの）などの印刷物である。

○グラビア印刷業；スクリーン印刷業；軽印刷業（タイプオフセット印刷業）；シール印刷業；ビジネスフォーム印刷業；建築材印刷業；軟包装印刷業；金属印刷業；布地印刷業；印刷製本業

162 製 版 業

1621 製 版 業

主としてオフセット版、凸版、グラビア版、スクリーン版などの印刷原版又は刷版を製造する事業所をいう。

○写真製版業；写真植字業（電算植字、手動植字を含む）；デジタル製版業；刷版焼付業；グラビア製版業；スクリーン製版業；フレキソ製版業；版下作成業；鉛版製造業；活字製造業；紙型鉛版製造業；銅版彫刻業；木版彫刻業；印刷用プラスチック版製造業

×プリント配線板製造業（配線済みのもの）[2918]

163 製本業、印刷物加工業

1631 製 本 業

主として製本を行う事業所をいう。

ただし、印刷と同時に製本を行う事業所は小分類 161 [1611] に分類される。

○製本業

×印刷製本業 [1611]

1632 印刷物加工業

主として印刷物の光沢加工、裁断、はく（箔）押しなどの加工を行う事業所をいう。

○印刷物加工業；印刷物光沢加工業；印刷物裁断業；印刷物折り加工業；印刷物はく（箔）押し業

×はく（箔）押し業（印刷物以外に行うもの）[9099]

169 印刷関連サービス業

1691 印刷関連サービス業

主として校正刷り、刷版研磨などの印刷・同関連業に関わる補助業務を行う事業所をいう。

○校正刷業；刷版研磨業；印刷物結束業；印刷校正業

中分類17一化 学 工 業

総 説

この中分類には、化学的処理を主な製造過程とする事業所及びこれらの化学的処理によって得られた物質の混合、又は最終処理を行う事業所のうち他の中分類に特掲されないものが分類される。

主として鉄、非鉄金属の製鍊及び合金、核燃料の製造を行う事業所は中分類 23—鉄鋼業又は中分類 24—非鉄金属製造業に、主として石油精製又はコークス製造を行う事業所は中分類 18—石油製品・石炭製品製造業に、主として調味料、ゼラチンを原料とする菓子、動植物油脂の製造及び食用油脂の精製を行う事業所は中分類 09—食料品製造業に、主としてアルコール飲料、飼料、有機質肥料を製造する事業所は中分類 10—飲料・たばこ・飼料製造業に、主として硫黄の蒸留を行う事業所は大分類 D—鉱業 [0599] に、主としてガラスの製造、石灰石、ドロマイドのほう焼を行う事業所は中分類 22—窯業・土石製品製造業に、主としてゴム製品を製造する事業所は中分類 20—ゴム製品製造業に、また、主として購入した化学工業製品を販売するための包装及び再包装を行い、自ら化学工業製品を製造しない事業所は大分類 J—卸売・小売業に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

171 化学肥料製造業

1711 窒素質・りん酸質肥料製造業

主としてアンモニア及びアンモニア誘導品、例えば硫酸アンモニウム（硫安）、硝酸アンモニウム（硝安）、硝酸、尿素、塩化アンモニウム（塩安）、石灰窒素、過りん酸石灰、溶成りん肥、焼成りん肥などを製造する事業所をいう。

主として化成肥料を製造する事業所は細分類 1712 に分類される。

○アンモニア製造業；アンモニア・アンモニア誘導品製造業；硫酸アンモニウム製造業；尿素製造業；硝酸アンモニウム製造業；硝酸製造業；硝酸ナトリウム製造業；亜硝酸ナトリウム製造業；塩化アンモニウム製造業；石灰窒素製造業；過りん酸石灰製造業；溶成りん肥製造業；焼成りん肥製造業；重焼成りん肥製造業

×副生硫酸アンモニウム製造業【主製品の属する分類に分類される】；回収硫酸アンモニウム製造業【主製品の属する分類に分類される】；塩化アンモニウム製造業（ソーダ灰と併産するもの）[1721]；カルシウムカーバイド製造業[1729]；りん酸製造業（電炉によるもの）[1729]；化成肥料製造業[1712]

1712 複合肥料製造業

主として窒素、りん酸又はカリのいずれか2成分以上を含有する複合肥料を製造する事業所をいう。

ただし、上記肥料成分が動植物質のみに由来する肥料は本分類に含まれない。

○複合肥料製造業（化成・配合肥料など）

×有機質肥料製造業 [1063]

1719 その他の化学肥料製造業

主としてけい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料など、他に分類されない化学肥料を製造する事業所をいう。

○けい酸質肥料製造業；苦土質肥料製造業；マンガン質肥料製造業；ほう素質肥料製造業

172 無機化学工業製品製造業

主として、工業原料として用いられる無機化学工業製品を製造する事業所をいう。

ただし、診断用試薬を製造する事業所は小分類 176 [1762] に、診断用以外の試薬を製造する事業所は小分類 179 [1797] に、無機殺虫剤を製造する事業所は小分類 179 [1792] に分類される。

1721 ソーダ工業

主としてか性ソーダ、ソーダ灰、重炭酸ナトリウム、塩酸、さらし粉、さらし液、塩素、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸ナトリウム、塩素酸ナトリウム、過塩素酸ナトリウム、金属ナトリウム、過酸化ナトリウムを製造する事業所をいう。

主として上記以外のナトリウム化合物を製造する事業所は小分類 171 [1711] 又は細分類 1729 に、主として塩を製造する事業所は細分類 1724 に分類される。

○ソーダ灰製造業；か性ソーダ製造業；液体塩素製造業；塩酸製造業；塩酸ガス製造業；さらし粉製造業；重炭酸ナトリウム製造業；塩化アンモニウム製造業（ソーダ灰と併産するもの）

×塩製造業 [1724]；シアノ化ナトリウム製造業 [1729]；フェロシアノ化ナトリウム製造業 [1729]；カリウム塩製造業 [1729]

1722 無機顔料製造業

主として塗料、印刷インキ、プラスチック、窯業製品などの顔料とし

てあるいは紙及びゴムの充てん剤として使われる無機顔料を製造する事業所をいう。

主な製品は、酸化チタン、亜鉛華、リトポンなどの白顔料、カーボンブラック、鉄黒などの黒顔料、べんがら、黄鉛、紺青、群青、鉛丹、亜酸化銅、銀朱などの有彩顔料、炭酸カルシウム、沈降性硫酸バリウム、パライト粉などの体质顔料などである。

○無機顔料製造業；酸化チタン製造業；カーボンブラック製造業；べんがら製造業；黄鉛製造業；窯業顔料製造業；炭酸カルシウム製造業（体质顔料用）

×有機顔料製造業 [1734]；絵具製造業 [3244]

1723 圧縮ガス・液化ガス製造業

主として圧縮又は液化した酸素、水素、炭酸ガス、窒素、ネオン、アルゴンなどを製造する事業所をいう。

固体炭酸ガス（ドライアイス）、溶解アセチレンを製造する事業所も本分類に含まれる。

主としてアンモニアを製造する事業所は小分類 171 [1711] に、液体塩素を製造する事業所及び塩酸ガスを製造する事業所は細分類 1721 に、シアノ化水素を製造する事業所、ふつ化水素を製造する事業所は細分類 1729 に分類される。

また、販売業務に附隨して圧縮ガス、液化ガスの充てんを行うものは大分類 J—卸売・小売業 [5229] に、他事業所のために圧縮ガス、液化ガスの充てんのみを行うものは大分類 Q—サービス業（他に分類されないもの）[9099] に分類される。

○圧縮酸素製造業；液体酸素製造業；圧縮水素製造業；ドライアイス製造業；溶解アセチレン製造業；ネオンガス製造業；アルゴン製造業；液体炭酸ガス製造業
×アンモニア製造業 [1711]；液体塩素製造業 [1721]；塩酸ガス製造業 [1721]；シアノ化水素製造業 [1729]；ふつ化水素酸製造業 [1729]；エチレン製造業 [1731]；酸化エチレン製造業 [1731 又は 1732]；ブタジエン製造業 [1731 又は 1732]；塩化ビニル（モノマー）製造業 [1731 又は 1732]；塩化メチル製造業 [1739]；臭化メチル製造業 [1739]；フロン製造業 [1739]；天然ガス又は石油ガスを圧縮又は液化したものを製造する事業所 [0531, 0532 又は 1811]

1724 塩 製 造 業

主として塩を製造する事業所をいう。

主として食卓塩などの精製塩を製造する事業所も本分類に含まれる。

○塩製造業；製塩業；食卓塩製造業；精製塩製造業；かん水（濃縮塩水）製造業

1729 その他の無機化学工業製品製造業

主として他に分類されない無機化学工業製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、硫酸、ほう酸、ふつ化水素酸、無水クロム酸、クロルスルフオン酸などの無機酸、ナトリウム、カリウム、アルミニウム、カルシウム、クロム、バリウム、マグネシウム、水銀、ニッケル、すず、銀、亜鉛、鉄などの無機化合物で他に分類されないものである。過酸化水素、明ばん、けい酸ナトリウム、トリポリリン酸ナトリウム、化学肥料以外のアンモニウム化合物、臭素、よう素、活性炭、触媒などを製造する事業所も本分類に含まれる。

主として硝酸、硫酸アンモニウム、硝酸アンモニウムを製造する事業所は小分類 171 [1711] に、か性ソーダ、ソーダ灰、塩酸などを製造する事業所は細分類 1721 に、診断用試薬を製造する事業所は小分類 176 [1762] に、診断用以外の試薬を製造する事業所は小分類 179 [1797] に分類される。

また、アルミニウム製錬用のアルミナを製造する事業所は中分類 24 [2413] に分類される。

○硫酸製造業；クロム塩製造業；バリウム塩製造業；りん化合物製造業（電炉処理によるりん酸を除く）；ほう酸製造業；ふつ化水素酸製造業；硫酸塩製造業；ひ酸塩製造業（殺虫剤を除く）；臭素製造業；臭化物製造業；金属カリウム製造業；カリウム塩製造業；金属カルシウム製造業；カルシウム塩製造業；マグネシウム塩製造業；海水マグネシア製造業；無機塩類製造業；硝酸銀製造業；明ばん製造業；二硫化炭素製造業；活性炭製造業；よう素製造業；ナトリウム塩製造業（他に分類されないもの）；触媒製造業；シアノ化ナトリウム製造業；シアノ化水素製造業；フェロシアノ化ナトリウム製造業；プラスチック安定剤製造業（有機系並びに有機系及び無機系混成のものを除く）；カーバイド（カルシウムカーバイド）製造業；人造黒鉛製造業；りん酸製造業（電炉によるもの）

×硫酸アンモニウム製造業 [1711]；硝酸アンモニウム製造業 [1711]；重炭酸ナトリウム製造業 [1721]；べんがら製造業 [1722]；無機顔料製造業 [1722]；医薬品製造業 [176]；診断用試薬製造業 [1762]；試薬製造業（診断用以外のもの） [1797]；プラスチック安定剤製造業（有機系） [1739]；プラスチック安定剤製造業（無機系及び有機系混成のもの） [1799]；石灰窒素製造業 [1711]；シリコンカーバイド製造業 [2271]；黒鉛製品製造業 [226]

173

有機化学工業製品製造業

主として、工業原料として用いられる有機化学工業製品を製造する事業所をいう。

ただし、医薬品を製造する事業所は小分類 176 に、合成繊維を製造する事業所は小分類 174 [1742] に、石けん、グリセリン、その他の油脂製品を製造する事業所は小分類 175 に、農薬を製造する事業所は小分類 179 [1792] に、香料を製造する事業所は小分類 179 [1793] に、化粧品、歯磨きを製造する事業所は小分類 177 に、木材乾留製品、しょう脳を製造する事業所は小分類 179 [1796] に、塗料、印刷インキを製造する事業所は小分類 175 [1754, 1755] に、診断用試薬を製造する事業所は小分類 176 [1762] に、診断用以外の試薬を製造する事業所は小分類 179 [1797] に分類される。

1731 石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）

主として石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離又はその他の化学的処理により石油化学基礎製品（エチレン、プロピレン及びその連産品）を製造する事業所並びに同一事業所で石油化学基礎製品から一貫して脂肪族系中間物、環式中間物、プラスチック原料、合成繊維原料、プラスチック、合成ゴムなどの誘導品を製造する事業所をいう。

分解ガソリン、改質ガソリンから抽出によってベンゼン（ベンゾール）、トルエン（トルオール）、キシレン（キシロール）を製造する事業所、石油からノルマルパラフィンを製造する事業所、石油の直接酸化によって酢酸などの脂肪族有機酸を製造する事業所並びに石油の分解によってアセチレン及びエチレンを製造する事業所も本分類に含まれる。

主として石油又は石油副生ガスを原料としてアンモニアを製造する事業所は小分類 171 [1711] に、主として石油又は石油副生ガスを原料としてメタノール、ホルマリンを製造する事業所は細分類 1739 に分類される。

主として石油化学基礎製品を他から受け入れて脂肪族系中間物を製造する事業所は細分類 1732 に、環式中間物を製造する事業所は細分類 1734 に、プラスチックを製造する事業所は細分類 1735 に、合成ゴムを製造する事業所は細分類 1736 に分類される。

また、主として天然ガス、石炭を原料としてメタノール、ホルマリン、塩化メチル、塩化メチレン、四塩化炭素などを製造する事業所は細分類 1739 に分類される。

○ナフサ分解によるエチレン・プロピレン及び連産品（ブタン、ブチレン、分解ガソリンなど）製造業及びこれら石油化学基礎製品からの一貫生産による誘導品製造業；石油を原料とするベンゼン（ベンゾール）・トルエン（トルオール）・キシレン（キシロール）等製造業；ナフサ直接酸化方式による酢酸製造業；ナフサ分解によるアセチレン・エチレン製造業及びこれら石油化学基礎製品からの一貫生産による誘導品製造

業；原油分解によるアセチレン・エチレン及び連産品（タール、ピッチなど）製造業
及びこれら石油化学基礎製品からの一貫生産による誘導品製造業

×他から受け入れたエチレン、プロピレン又は他から受け入れたアセトアルデヒドによる酢酸、その他脂肪族系中間物製造業 [1732]；カーバイド法アセチレンを原料とする酢酸製造業 [1732]；メタン誘導品製造業 [1739]；コールタールを原料とするベンゼン（ベンゾール）・トルエン（トルオール）・キシレン（キシロール）等製造業 [1739]；他から受け入れたエチレン又は他から受け入れた二塩化エチレンによる塩化ビニル（モノマー）製造業 [1732]；他から受け入れたエチレン又はプロピレンによるプラスチック製造業 [1735]；カーバイド法アセチレンを原料とする塩化ビニル（モノマー）製造業 [1732]

1732 脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）

主としてエチレン、プロピレンなどのオレフインからの誘導品を製造する事業所をいう。

主な製品は

- (1) 合成エチルアルコール、イソプロピルアルコール、ブタノール、ヘプタノール、オクタノール、デカノール、合成洗剤用高級アルコールなどのアルコール類
 - (2) アセトアルデヒド、クロトンアルデヒドなどのアルデヒド類
 - (3) アセトン、メチルエチルケトン、メチルイソブチケトンなどのケトン類
 - (4) 酢酸などの脂肪族有機酸及びそのエステル
 - (5) 酸化エチレン及びエチレングリコール、ジェチレングリコール、ポリエチレングリコールなどの酸化エチレン誘導品
 - (6) 酸化プロピレン及びプロピレングリコール、ポリプロピレングリコールなどの酸化プロピレン誘導品
 - (7) トリクロルエチレン、テトラクロルエチレン、二塩化エチレン、二臭化エチレンなどのハロゲン化物
 - (8) 塩化ビニル（モノマー）、メタクリル酸メチル、塩化ビニリデン（モノマー）、アクリロニトリル、酢酸ビニルなどの脂肪族系モノマー
 - (9) ノネン、ドデセン及びこれらの誘導品
- などである。

主としてアセチレンを原料として、上記の製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

主として石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素から上記の製品を一貫して製造する事業所は細分類 1731 に分類される。

また、主としてメタノール、ホルマリンなどメタン誘導品を製造する事業所は細分類 1739 に分類される。

○アセチレンを原料とするアセトアルデヒド・酢酸・酢酸エチル・トリクロルエチレン・テトラクロルエチレン（パークロルエチレン）・酢酸ビニル製造業；アセチレンを原料とする塩化ビニル（モノマー）・塩化ビニリデン（モノマー）製造業；他から受け入れたアセトアルデヒドを原料とする酢酸・酢酸エチル・酢酸ビニル製造業；他から受け入れたエチレン又は酸化エチレンを原料とする酸化エチレン誘導品製造業；他から受け入れたプロピレン又は酸化プロピレンを原料とする酸化プロピレン誘導品製造業；プロピレンを原料とする塩化アリル・プロピレンクロルヒドリン・合成グリセリン製造業；ドデシルベンゼン製造業；ノネン製造業；ドデセン製造業
×ナフサ直接酸化方式による酢酸製造業 [1731]；メタノール製造業 [1739]；ホルマリン製造業 [1739]；塩化メチル製造業 [1739]；塩化メチレン製造業 [1739]；溶解アセチレン製造業 [1723]；発酵法エチルアルコール製造業 [1733]；スチレン（モノマー）製造業 [1731 又は 1734]；塩化ビニル樹脂製造業 [1731 又は 1735]；塩化ビニリデン樹脂製造業 [1735]；天然物を原料とする高級アルコール製造業 [1739]

1733 発酵工業

主として発酵法によりエチルアルコール、くえん酸、乳酸、石油たん白、その他の有機化学工業製品を製造する事業所をいう。

合成エチルアルコールを製造する事業所は細分類 1732 に分類される。

また、主として発酵法により食料品を製造する事業所は中分類 09 に、飲用アルコール、茶を製造する事業所は中分類 10 に、医薬品を製造する事業所は小分類 176 に分類される。

○エチルアルコール製造業（発酵法によるもの）；くえん酸製造業（発酵法によるもの）；乳酸製造業（発酵法によるもの）；石油たん白製造業（発酵法によるもの）
×焼ちゅう製造業 [1024]；混成酒製造業 [1024]；飲料用アルコール製造業 [1024]；清酒製造業 [1023]；グルタミン酸ソーダ製造業（発酵法によるもの）[0943]

1734 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業

主としてプラスチック、合成繊維、合成染料、医薬品、農薬などの原料として用いられる環式中間物、合成染料及び有機顔料を製造する事業所をいう。

主な製品は

- (1) テレフタル酸、ジメチルテレフタレート、スチレン（モノマー）、メタキシレンジアミン、トルイレンジイソシアネート（T. D. I）、カプロラクタム、シクロヘキサン、シクロヘキサンノンなど合成繊維又は

プラスチックの原料

- (2) 合成石炭酸, アニリン, トライジン, クロルベンゼンなどのベンゼン系誘導品
 - (3) 無水フタル酸, ナフチルアミン, アントラキノンなどのナフタリン系及びアントラセン系誘導品
 - (4) 合成ピリジン, 合成キノリン, チオフェン, フルフラールなどの複素環式化合物及びその誘導体
 - (5) 合成染料及び染料中間物
 - (6) 医薬品中間物, 農薬中間物
 - (7) 有機顔料
- などである。

主として上記の製品を石油又は石油副生ガスから一貫して製造する事業所は細分類 1731 に分類される。

主として無機顔料を製造する事業所は小分類 172 [1722] に、天然染料を製造する事業所は小分類 179 [1796] に分類される。

○テレフタル酸 (T. P. A) 製造業；ジメチルテレフタレート (D. M. T) 製造業；スチレン (モノマー) 製造業；メタキシレンジアミン製造業；トライレンジイソシアネート (T. D. I) 製造業；ジフェニルメタンジイソシアネート (M. D. I) 製造業；シクロヘキサン製造業；シクロヘキサンノン製造業；カブロラクタム製造業；合成石炭酸製造業；合成染料製造業（食用染料を含む）；染料医薬中間物製造業；有機顔料製造業；ベンゼン系又はナフタリン系誘導品製造業（ニトロベンゼン, クロルベンゼン, トライジン, サルチル酸, 塩化ベンジル, ナフトール, ジメチルアニリン, 安息香酸など）；多環式中間物製造業（アントラセン, フェナントレン誘導品など）；複素環式中間物製造業（合成ピリジン, 合成キノリン, チオフェン, フルフラール及びこれらの誘導品）；無水フタル酸製造業

×無機顔料製造業 [1722]；ドデシルベンゼン製造業 [1732]；フェノール系プラスチック製造業 [1735]；医薬品製造業 [176]；農薬製造業 [1792]；天然染料製造業 [1796]；絵具製造業 [3244]

1735 プラスチック製造業

主としてプラスチックを粉末, 粒状, 液体の形で製造する事業所をいう。

主な製品は

- (1) フェノール樹脂, ユリア樹脂, メラミン樹脂, アルキド樹脂などの熱硬化性樹脂
- (2) ポリエチレン, 塩化ビニル樹脂, ポリスチレン, ポリプロピレン,

ポリエチレンテレフタレートなどの熱可塑性樹脂（共重合樹脂を含む）

(3) セルローズ系プラスチックなどの半合成樹脂
などである。

主として上記の製品を石油又は石油副生ガスから一貫して製造する事業所は細分類 1731 に分類される。

主として化学繊維を製造する事業所は小分類 174 に、写真フィルムを製造する事業所は小分類 179 [1795] に、合成皮革を製造する事業所は中分類 19 [1924] に、セロファンを製造する事業所は中分類 15 [1591] に、プラスチック製の管、板、フィルム、プラスチック製の食器などのプラスチック製品を製造する事業所は製品の種類によって中分類 19 又はその他のの中分類に分類される。大豆グルーなどの接着剤を製造する事業所は小分類 179 [1794] に分類される。

○ポリエチレン製造業；ポリスチレン製造業；ポリプロピレン製造業；塩化ビニル樹脂製造業；ポリビニルアルコール製造業；ポリブタジエン（樹脂）製造業；エチレン-酢酸ビニル共重合樹脂製造業；ポリエチレンテレフタレート製造業；ポリイソブチレン（樹脂）製造業；けい素樹脂製造業；ユニア樹脂製造業；メラミン樹脂製造業；フェノール樹脂製造業；セルロイド生地製造業；たん白可塑物製造業；ホルマリン系プラスチック製造業；ふつ素樹脂製造業；写真フィルム用アセチルセルローズフィルム製造業；硝化綿製造業；塩化ビニリデン樹脂製造業；他から受け入れたエチレン又はプロピレンによるプラスチック製造業

×エチレン・プロピレン製造業 [1731]；二塩化エチレン製造業 [1732]；ポリエチレングリコール製造業 [1732]；ポリプロピレングリコール製造業 [1732]；アクリロニトリル製造業 [1732]；酢酸ビニル製造業 [1732]；ノネン製造業 [1732]；ドデセン製造業 [1732]；ホルマリン製造業 [1739]；フロン製造業 [1739]；スチレン（モノマー）製造業 [1731 又は 1734]；T. D. I 製造業 [1734]；カブロラクタム製造業 [1734]；合成石炭酸製造業 [1734]；無水フタル酸製造業 [1734]；尿素製造業 [1711]；プラスチック製品製造業 [19]；テレフタル酸製造業 [1734]

1736 合成ゴム製造業

主として合成ゴム（合成ラテックスを含む）を製造する事業所をいう。

主な製品は、スチレン-ブタジエンラバー (S. B. R), アクリロトリル-ブタジエンラバー (N. B. R), ブタジエンラバー (B. R), クロロブレンラバー (C. R), イソブレンラバー (I. R), エチレン-プロピレンラバー (E. P. D. M), イソブレン-イソブチレンラバー (I. I. R) などである。

主として上記の製品を石油又は石油副生ガスから一貫して製造する事